

参考：H27.5月配布資料

介護職員による喀痰吸引等について

栃木県からの お知らせ

H27.5月 高齢対策課、障害福祉課

- 平成27年度から、喀痰吸引等研修（第1・2号研修、第3号研修）は、栃木県へ登録した研修機関において実施します。

※各研修機関によって、募集時期・研修日程・受講料金等が異なりますので御注意ください。

【登録研修機関一覧（H27.5.22現在）】

機 関 名	実施する研修の種別	備 考
(学)国際医療福祉大学	第1・2号研修	実施月：7月～8月
(株)TBC福祉教育センター	第1・2号研修	実施月：8月～11月
	〃 指導看護師養成研修	実施月：9月
	第3号研修	実施月：12月
	〃 指導看護師養成研修	実施月：12月

研修申込等のお問合せは各研修機関へ

(学)国際医療福祉大学総務課（大田原市北金丸2600-1）

TEL 0287-24-3000 ホームページ <http://www.iuhw.ac.jp/>

(株)TBC福祉教育センター（宇都宮市南大通り2-1-2 TBC学院ビル7F）

TEL 028-651-2171 メール fkc@fkc-fukusi.info

- 平成27年4月1日から、第2号研修（不特定の者対象）の特定行為数要件が改正になりました。

	認定される特定行為（実地研修の対象医行為）
改正前	下表①、②、④の3行為限定
改正後	下表①～⑤のうち、実地研修を修了した行為（一つだけでも可）

特定行為（実地研修の対象医行為）

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

※ ①～⑤すべて実地研修を修了すれば第1号研修修了となることについては変更はありません。

※ H24, H25, H26の第1・2号研修受講者は、今回の改正の対象となります。

H24, H25, H26の研修を修了し、既に第2号の認定を受けている介護職員は、③又は⑤の実地研修を実施することで、実地研修を修了した特定行為を追加で認定申請することができます。